

基発0324第28号
令和7年3月24日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納）別冊（労働保険料等の納付の猶予取扱要領）
の一部改訂について

労働保険の徴収に関する事務のうち納付猶予関係の取扱いについては、令和4年3月30日付け基発第0330第8号「徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納）及び別冊の一部改訂について」の別添により取り扱ってきたところであるが、今般、下記により本別冊の一部を改訂するので、事務処理に遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 主な改訂箇所

- （1） 申告・納期限等の延長に係る箇所の修正及び様式を追加
- （2） 文言の適正化その他所要の修正

2 その他

今般、修正を行った様式で、現に存ずるものは、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

徴収関係事務取扱手引 I (徴収・収納) 別冊

(労働保険料等の納付の猶予取扱要領)

令和 7 年 3 月

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課

凡 例

この取扱要領において引用する法令及び省略用語の意義は、次のとおりである。

引用する法令及び省略用語一覧

省略用語	省略された用語
徴収職員	都道府県労働局長より任命された保険料等の徴収に関する事務に従事する職員
労働保険徴収法	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）
整備法	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）
石綿救済法	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）
国税通則法	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）
国税徴収法	国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）
国税通則令	国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）
徴収	労働保険徴収法等に規定する国税徴収の例による徴収
滞納処分	労働保険徴収法等に規定する国税滞納処分の例による滞納処分
労働保険料等	労働保険徴収法等に規定する労働保険料（印紙保険料を除く）その他徴収金及び一般拠出金
滞納者	労働保険料等を納期限までに納付していない者
滞納保険料等	滞納者から徴収する労働保険料等

—目次—

I はじめに

II 災害による納付の猶予（国税通則法第46条第1項）

- 1. 災害による納付の猶予の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - （1）要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - （2）災害による納付の猶予の基準及び猶予する期間・・・・・・・・ 2
 - （3）災害等による期限の延長と災害による納付の猶予の関係等・・・・ 6

III 通常の納付の猶予（国税通則法第46条第2項）

- 1. 通常の納付の猶予の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - （1）要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - （2）通常の納付の猶予を受けることができる者・・・・・・・・ 8
 - （3）猶予該当事実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - （4）猶予該当事実と納付困難との関係・・・・・・・・・・ 11
 - （5）災害による納付の猶予との関係・・・・・・・・・・ 11
 - （6）担保の徴取・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2. 通常の納付の猶予をする金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - （1）通常の納付の猶予をする金額及びその調査・・・・・・・・ 14
 - （2）猶予該当支出等の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3. 通常の納付の猶予をする期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - （1）猶予期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - （2）納付方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - （3）1年以内に完結が見込めない場合の取扱い・・・・・・・・ 17
 - （4）猶予期間の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

IV 納付の猶予の効果

- 1. 督促及び滞納処分の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2. 滞納処分の禁止の例外・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3. 差押えの解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4. 時効の更新及び停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 5. 延滞金の免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

V 納付の猶予の申請手続

- 1. 納付の猶予申請書の記載事項及び添付書類等・・・・・・・・ 20
 - （1）災害による納付の猶予・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - （2）通常の納付の猶予・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

2. 申請書の審査・補正等	23
(1) 審査・申請書等の補正	23
(2) 申請書の補正を求める場合	24
(3) 補正通知書の送付を要しない場合	24
(4) 補正通知書の送付方法	25
(5) 「みなし取下げ」として処理する場合	25
3. 不許可事由	25
4. 納付の猶予の許可・不許可	26
(1) 納付の猶予の許可に関する事務処理	26
(2) 納付の猶予の不許可に関する事務処理	26
(3) 納付の猶予に係る進捗管理	26
5. 担保の提供及び徴取手続	27
(1) 担保の選定	27
(2) 担保の評価	27
(3) 担保の徴取手続	28
(4) 担保の変更等	30
(5) 猶予期間終了後の担保の取扱い	31
6. 担保の解除	31
(1) 解除の要件	31
(2) 解除の手続	31
(3) 担保受領書の徴取	32
7. 滞納者の履行状況に関する保証人への通知	32
8. その他	32
(1) 督促状の取扱い	32
(2) 口座振替の取扱い	33
(3) 納付資力調査	33

VI 納付の猶予の取消し又は猶予期間の短縮

1. 納付の猶予の取消し・猶予期間の短縮の要件	35
2. 取消事由と処理	36
3. 納付の猶予の取消し又は猶予期間の短縮の手続	37
(1) 弁明の聴取	37
(2) 事業主等への通知	38
(3) 納付の猶予の取消処分後の対応	38
(4) 納付の猶予の取消し又は猶予期間の短縮の効果	38

VII 分割納付計画の変更

1. 変更することができる場合	39
-----------------	----

2. 変更の方法	39
3. 変更に関する事務処理	39

VIII 猶予期間の延長（通常の納付の猶予に限る）

1. 通常の納付の猶予の猶予期間を延長する場合	41
（1）延長することができる場合	41
（2）延長期間	41
（3）延長申請の方法	41
2. 猶予期間の延長等の通知	41
（1）延長申請の許可に関する事務処理	41
（2）延長申請の不許可に関する事務処理	42

IX 猶予の期間満了後の事務処理

1. 督促状の発行	43
2. 担保の処分	43
（1）担保財産の処分の要件	43
（2）担保財産の処分の手続	43
（3）納付義務者の他の財産の処分	43
（4）保証人からの徴取手続	44
（5）保証人に対する滞納処分	44
（6）保証人の財産の換価の制限	44

X 延滞金の免除

1. 免除対象期間	46
2. 免除金額	46

XI 質問検査権

XII 自然災害等の対応

1. 自然災害が発生した場合における納付の猶予の広報等	48
（1）災害が発生した日に納期限が到来していない労働保険料等	48
（2）災害が発生した日に既に納期限が到来している労働保険料等	48
（3）相談等に係る対応	48
（4）納付の猶予の広報	48
2. 労働保険料等の申告・納期限等の延長	49
3. 追徴金及び延滞金の免除	49

I はじめに

労働保険徴収法第30条（整備法第19条第3項及び石綿救済法第38条第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定によりその例による国税通則法第46条に定める納付の猶予制度には、①事業主等が災害により、その財産につき相当な損失を受けた場合において、納期限未到来の一定の労働保険料等について認められる納付の猶予（国税通則法第46条第1項。以下「災害による納付の猶予」という。）、②事業主等に、災害を受け、若しくは病気にかかり、又は事業の休廃止をした等の事実がある場合において、その該当する事実に基づき、事業主等がその納付すべき労働保険料等を一時に納付することができないときに認められる納付の猶予（国税通則法第46条第2項。以下「通常の納付の猶予」という。）の2種類がある。

この要領は、上記の納付猶予制度における要件、金額、期間並びに猶予後における滞納処分等について定めたものである。